

概要書面

第一条 会員登録

1. 会員資格満20歳以上で日本在住の成人(学生は不可)
2. 会員として、適性を疑われる恐れのある方は会員になれません。
3. 記載されている事項を全て理解し納得した上で自らの意思に基づき署名捺印してください。

オンライン申請は代理店申請書のQRコードより申請して下さい

4. 定める特定負担 1万2千円 太陽の会仕入れシステム登録料
特商法で連鎖販売取引定義第33条 役務の対価適応

第2条 販売規約

1. 会員は規約を厳守し、共同意識を持ちシステムの進行は会員個々の理解と努力、互いの精神が基本となり目標を達成します。
2. 会員関連法案を厳守できない方は会員登録抹消となります。
3. 会員の行動は会員の責任に於いて行うこと。
尚当会がその責任を負うことはできません。
4. ビジネスプランは別紙を参照してください。
5. 代理店募集活動を行うことによりコミッションをお支払いいたします。
その際事務手数料600円を差し引いた金額を」お支払いいたします。
6. 太陽の会仕入れシステム使用料8,000円を偶数月ごとの更新が必要です。
7. 代理店登録いただくと取扱商品を代理店価格で購入できます。
商品、サービスは右のQRコードを参照ください。



第3条 禁止事項

(特定商取引に関する法律による禁止事項)

1. 貴方が販売する商品についてその種類や性能・品質について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
2. このビジネスを始めるにあたり必要な登録料・商品購入価格について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
3. 一部の成功者の例を用いてあたかも会員が成功するような誘い方や儲かるといった誘う方をする行為、又は入会してからすぐに売り上げ差益利が手に入るだとかお金が儲かる又はお金が儲かるといってお客様の入会を煽るようなこと。
4. ボーナス手数料について説明していなかったり事実と異なることをいうこと
5. 契約の解除(クーリングオフ)について説明していなかったり事実と異なることをいうこと。
6. 契約をさせる為、または契約の解除を妨げる為に人を脅迫して困惑させること。
7. 商品販売時に薬機法(旧薬事法)に違反又はの疑いのある言動や行為をすること。
8. 特定商取引法、刑法、消費者契約法等関連法規等に違反又はの疑いのある言動や行為をすること。
9. 弊社の信用を著しく損ねる行為をすること。